

# 補足

## 『令和の米増産緊急支援事業』における機械の利用規模の下限面積の目安

農業機械を導入する際、過剰投資とならないよう留意する必要がある、利用規模の下限はおおよその目安を示すもので、各機械の作業能率と経済性を基準として算出したもの。

記載してある下限面積が実態にそぐわない場合、その情勢に合った数字を反映させて個別に算出する必要がある。

### 〔参考〕利用規模の下限面積

以下の①、②により算出し総合的に判断する

① 機械の作業可能面積

機械が当該作業の適期期間内に作業できる最大面積

② 経済性から見た利用規模の下限(請負料金との対比の計算)

単位面積当たりの機械の利用経費が当該作業の単位面積当たりの請負料金を下回るために必要な利用面積

### ◇農業機械導入計画書(平成30年5月18日付第201800027136号農林水産部長通知)

区分	種別		利用規模の下限面積	
トラクター	水田	20馬力級	17以上 20馬力未満	2.1ha
			20以上 25馬力未満	2.6ha
		30馬力級	25以上 28馬力未満	3.2ha
			28以上 35馬力未満	4.1ha
		40・50馬力級	6.7ha	
	60・70・80馬力級	9.5ha		
田植機	4条植		3.7ha	
	5条植		7.5ha	
	6条植		11.0ha	
	8条植		14.8ha	
コンバイン	自脱	刃幅 0.8m 未満	3.6ha	
		刃幅 0.8m 以上 1.2m 未満	5.9ha	
		刃幅 1.2m 以上 1.6m 未満	10.0ha	
		刃幅 1.6m 以上	16.3ha	
循環型乾燥機	遠赤1.5t(15石級)		2.8ha	
	遠赤2.5t(25石級)		3.0ha	

注1 表中の下限面積の算出結果は、平成30年5月時点の情勢を反映させたもの。

注2 表中の機械以外でも導入をする際には利用規模の下限面積を満たす必要がある、表中にない場合は計算して算出することができる。

(その他)

- ・単純更新や機能を下げた機械等の導入は対象外とします。なお、既存所有機械に追加して機械を導入する場合には、双方の能力が下限等を満たす場合には対象とします。